

## 長崎地方裁判所が「県立大の懲戒処分は違法無効」との仮処分を決定

債権者： 久木野教授

債務者： 長崎県公立大学法人、同代表者理事長 太田博道

平成 22 年(2010 年)2 月 8 日、長崎地方裁判所は久木野教授が求めた仮処分の決定を下しました。裁判所の判断は、不特定な事実に基づいてなされた大学の処分はそれ自体違法であり、大学の委員会及び評議会で作された大学委員や評議員と久木野教授のやりとりは大学規定の趣旨に反する事態となっている、という裁定でした。それゆえ大学の行った処分は無効であるから債権者が生活を維持するのに必要な賃金を大学は仮に支払え、との裁判所による仮処分の決定がなされました。